

# 「三陸マリアージュ」取扱事業者等調査及び訪問開拓等・販売チャネル多様化展開業務 企画提案仕様書

## 1 業務委託名称

「三陸マリアージュ」取扱事業者等調査及び訪問開拓等・販売チャネル多様化展開業務

## 2 業務内容

- (1) 首都圏及び地方都市部における食品関連へのイベント企画出展
- (2) 首都圏及び地方都市部における飲食店・小売店等ターゲットのリスト化
- (3) ターゲットへのプロモーション展開およびニーズ調査
- (4) 分析・報告

## 3 実績報告書の提出等

- (1) 委託業務完了後、遅滞なく、乙は、次の事項を記載した実績報告書（紙媒体 2 部、電子データを収録した CD-R 1 枚）を作成し、甲に提出すること。
  - ① 「2 業務内容」に掲載の各事項に応じた実施状況及び業務成果
  - ② 委託業務の実施に係る経費の支出内容
- (2) 甲は、必要がある場合は、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (3) 乙は、関係書類を委託期間の属する年度の終了日の翌日から起算して 5 年間保存すること。また、甲が関係書類の提出を求めた場合は、甲に対して、遅滞なく提出しなければならない。

## 4 成果品

実績報告書

紙媒体(A 4 版)2 部、電子データを収録した CD-R 1 枚

## 5 納品先

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地

大船渡市商工港湾部産業政策室

## 6 権利の帰属

- (1) 実績報告書に関する全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条、第 28 条に定める権利を含む。）及びその他実績報告書に係る知的財産権並びにその他一切の権利は、甲に帰属し、それら権利について、乙は、甲より正当な権利を取得した第三者及

びその他甲の指定する者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

- (2) 委託業務の履行過程において乙が得た発明等の技術的成果及び乙によって作成された著作物に係る知的財産権は、実績報告書を除き、乙に帰属する。

ただし、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、当該知的財産権を無償で利用する権利を甲に許諾するものとし、甲は乙の許諾を得ずに当該権利を第三者に利用させることができるものとする。

また、その場合、乙は、甲及び第三者の円滑な権利の利用に協力するものとする。

## 7 その他

- (1) 委託業務を実施するにあたり、乙は甲と連絡を密接に取り、十分打合せを行うものとし、本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については、甲・乙協議して別途決定するものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項であっても、甲が必要と認める軽微な事項については、乙は、委託料の額の範囲内で実施するものとする。